

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年6月30日(火)午後7時00分～午後8時05分

場所 小田原市役所 3階 全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)

2番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)

3番委員 吉 田 眞 理

4番委員 森 本 浩 司

5番委員 益 田 麻衣子

3 説明員等氏名

教 育 部 長 北 村 洋 子

文 化 部 長 石 川 幸 彦

教育部副部長 飯 田 義 一

教育部管理監 鈴 木 寛

文化部副部長 古 矢 智 子

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 石 井 美佐子

教職員担当課長 高 田 秀 樹

教育相談担当課長 西 村 泰 和

生涯学習課長 早 川 浩 美

文化財課長 高 橋 万 明

史跡整備担当課長 内 田 文 明

青少年課長 菊 地 映 江

教育指導課指導主事 片 渕 徳 子

(事務局)

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

4 報告事項

(1) 青少年の体験交流事業等について

(青少年課)

5 議事日程

日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

- 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告（小田原市学校給食費等に関する条例）について（学校安全課）
- 日程第4 報告第7号 事務の臨時代理の報告（令和2年度小田原市一般会計補正予算（追加））について（教育部）
- 日程第5 報告第8号 事務の臨時代理の報告（財産の取得について（学習用端末等））について（学校安全課）
- 日程第6 議案第24号 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について（教育指導課）
- 日程第7 議案第25号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務課）

6 協議事項

- (1) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について（教育総務課）

7 報告事項

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その3）
（教育部・文化部）

8 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 4月定例会会議録の承認

- (3) 会議録署名委員の決定…和田委員、吉田委員に決定

栢沼教育長…ここで、本日の日程についてお諮りいたします。「事務の臨時代理の報告（財産の取得について（学習用端末等））について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

栢沼教育長…御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

- (4) 青少年の体験交流事業等について（青少年課）

青少年課長…それでは青少年課から、「青少年の体験交流事業等について」、本年度の事業概要を御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。

はじめに、項目1 指導者養成研修事業「おだわら自然楽校（OOTS）」でございます。

本事業は、地域や学校、青少年団体などで、青少年健全育成の担い手として継続的に活躍していただく青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的に実施しております。指導者に必要なコミュニケーションスキル、安全管理、

企画・運営に関するスキル、野外炊事や自然観察などのアウトドアスキル等を学ぶ研修事業です。

研修内容は、(1)表のとおりです。指導者としての素養を高めるために必要な知識や技術を学ぶ研修と、実践的な野外での自然観察などを体験しながら学ぶもので、年間複数回の事業を展開しておりますが、今年度につきましては、前半事業を新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止を余儀なくされております。年度後半は、ウイルスの感染状況を考慮しながら、安全・安心に配慮し、一部プログラムを組み替えまして慎重に事業を再開できればと考えております。

なお、後ほど詳しく御説明いたしますが、「おだわら自然楽校」の受講者の実践研修の場として、裏面の項目4「あれこれ体験in片浦」を実施しております。

次の、項目2から4にかけては、委託事業として実施する体験交流事業でございます。参加対象は小学5・6年生ですが、目的や内容が異なっていることから、受託団体も異なっています。

項目2 青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」ですが、この事業は、小田原市子ども会連絡協議会に委託して実施いたしているもので、各地区子ども会の代表児童が集い、地域の子ども会活動などで、リーダーとして活躍できるように、各種プログラムを体験する事業でございます。

参加者は、各地区の子ども会から選出された小学6年生40人を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、先日、今年度の事業中止を決定したところでございます。

裏面を御覧ください。次に、項目3 地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフード」でございますが、この事業は、小田原市青少年育成推進員協議会に委託して実施するもので、子どもたちが、新しい仲間と一緒にあって、自然体験やキャンプスキルを習得する中で、シニア・リーダーズ・クラブや、ジュニア・リーダーズ・クラブとも交流を図り、地域で活躍できるリーダーとしての自覚と、行動力を身につけていくことを、ねらいとしております。

講座の内容は、小学5・6年生を対象に、夏休みに実施する2泊3日のキャンプ(宿泊研修)を中心とした、年間4回の連続講座でございますが、これも、年度前半の2回の事前研修とキャンプについては中止といたしました。後半の2回につきましては、実施方法を検討し、開催する方向で調整したいと思っております。

次に、項目4 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験in片浦」でございますが、

この事業は、項目1の「おだわら自然楽校」の受講者で組織される「地域・世代を超えた体験学習実行委員会」に委託して実施するもので、小学5・6

年生が、学校や学年を超えた仲間とコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人の指導者たちと交流しながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを目的に、2泊3日の宿泊体験をするものがございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、夏休みの体験学習は中止いたしました。秋以降に、感染症拡大の状況を見まして、子どもたちの安全に配慮し、安心して参加してもらえるよう、プログラムを修正して実施を検討してまいりたいと考えております。

これら事業につきましては変更内容等が確定した際には、改めて御報告いたします。

以上で説明を終わります。

(質疑)

吉田委員…行政とか委託して実施した事業は必ず評価が必要だと思っておりますが、これらについて参加者のアンケート調査とか効果測定というか、例えば青少年指導者が発掘できたとか、資質向上にどのようにつながって担い手としてどのように小田原市内で活躍してきているのかといった追跡調査はどのようにされているのか教えていただければと思います。

青少年課長…こちらの各種事業の受講生につきましては、シニア・リーダーズ・クラブや、ジュニア・リーダーズ・クラブに入ってくださいまして、引き続き当課の事業と一緒にやっていただくという形で活動をしていただいております。

吉田委員…以前に伺った時にかなりリピーターが多いというお話だったのですが、その状況はいかがでしょうか。

青少年課長…小学校5、6年生の対象にしている事業につきましては、どちらかというとも6年生につきましては優先で参加していただきまして、5年生についてはお断りをするような方もおりますので、そのような方は6年時にくるように御案内していると聞いております。

吉田委員…おだわら自然楽校は。

青少年課長…おだわら自然楽校につきましては、こちらで活動されていた方が(OOTS)メンバーとして広がりを見せているとは聞いております。

吉田委員…以前にすごくリピーターが多くて、毎年同じような人が同じ研修を受けているというところに市の予算を下ろしていくということにどうなのかなと思ったものですから、新しい活動者が発掘されるような展開があれば良いと思いますし、そういうことに関して次年度の計画をする時にデータをもとに組んでいただいて、そういうことを含めて報告いただけるとすごく分かるなというふうに思います。感想です。

青少年課長…確かにリピーターの数が多いというのは問題だと思いますけれども、子供たちの安全・安心という意味でスキルを磨いていくということもありますので、一

定の期間を置いて受けていただくことは必要だと思います。ただ、いつも同じ方がというのは問題だと思いますし、これからこの事業をどのように地域の受け手として広めていくかという面では今後新しい方の参加を促したいと思いますが、今年度につきましては新型コロナウイルスの影響もありますのでなかなかPRができていないところもございますので、今後検討させていただきたいと思います。

栢沼教育長…特に「あれこれ体験in片浦」については、非常に応募があり人気があるのですよね。結構抽選で落とされている子たちも毎年出ているということで、キャパシティの問題もありますのでなかなか応募した子達が入れていくというのは、なかなか。これは2回に分けているのですよね。確か。2泊3日の「おだわら自然楽校」に参加できない子達がいるので、その辺りを今後どのようにしていくか、多く参加できる工夫なり体制をまた御相談いただければありがたいなと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

教育部副部長…それでは、御説明申し上げます。

市議会6月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、5月は緊急事態宣言が継続されていたため、定例会を中止といたしました。このため、4月定例会において御協議いただきましたとおり、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、資料をおめぐりいただき資料1ページ「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

このたびの補正予算ですが、新型コロナウイルス感染症対策やそれに伴う小中学校等の臨時休校時の対応に関する諸施策についての所要の経費を計上したものです。

上段の歳入については関連する歳出で御説明します。

資料の中程、歳出の欄1段目及び2段目のICT教育推進事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴う児童生徒への学びの機会の保障に資するため、令和5年度末までに段階的に1人1台端末を導入するという当初の計画を前倒しすることとし、令和3年4月に小・中学校の全児童生徒及び教職員に1人1台のICT学習用端末を整備すること

ができるよう、端末等の購入及び家庭学習支援ソフトの導入等に係る経費を、国庫支出金を財源に計上したものでございます。

資料の4ページに詳細を説明した資料を添付していますので、後ほど御覧いただければと存じます。

3段目の学校給食事業ですが、小・中学校及び幼稚園の臨時休業による給食の中止に伴い、キャンセルのできなかった3月分の給食の食材に係る経費等を対象とした市学校給食会に対する補助金を、全国学校給食会連合会からの学校臨時休業対策費補助金を財源に増額したものでございます。

歳出の4段目の新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、市立小・中学校及び幼稚園において、集団感染のリスクを減らし、安全・安心に学校生活等を送ることができるよう、対策に必要な衛生用品等を購入するための経費を計上したものでございます。

続きまして、資料2ページの下段、債務負担行為補正の欄を御覧ください。

1段目ですが、ただ今、歳出の欄で御説明させていただいたICT学習用端末等借上料については、教師用と児童生徒の3分の1の端末の借上料や授業支援・学習支援ソフトの使用料のほか、これらの運用保守及びICT機器活用支援に要する経費について、令和3年度から令和7年度の5か年で毎年2億4千万円の合計12億円を設定するものでございます。

資料3ページに参考として市長の権限に属する事務の補助執行事業としてこの後の議題で補助執行について御協議いただきますが、「小田原市学校給食費等に関する条例」に係る費用及び「放課後児童健全育成事業」を記載しております。こちらの関係での補正予算は市長の権限に属しますので議決の範囲外となっております。

以上で教育部所管の説明を終わらせていただきます。

文化部副部長… それでは、文化部所管の「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」について、私から御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、歳出との関連でありますので、歳出のところで併せて御説明いたします。

それでは、1ページを御覧ください。最下段の(項)社会教育費(目)生涯学習センター費の地区公民館育成事業経費「地区公民館建設費補助金」について御説明申し上げます。5ページの資料「地区公民館建設費補助金(コミュニティ助成事業)について」を併せて御覧ください。

この事業は、風祭公民館の老朽化に伴う建て替え工事の事業費の一部を補助するもので、財源につきましては、一般財団法人自治総合センターの令和2年度コミュニティ助成事業のコミュニティ助成事業助成金の交付決定をいただきましたので、助成事業の申請者である小田原市で歳入したのち、当該公民館を管理する第62区風祭自治会に補助金を交付するものでございます。

2ページをお開きください。

(目) 郷土文化館費の「郷土文化館運営経費」の「松永記念館整備活用事業費」について御説明いたします。6ページの資料「松永記念館整備活用事業」も併せて御覧ください。

本事業は、郷土文化館の分館である松永記念館について、平成23年度に実施した基本設計等を踏まえ、順次、その有効利用に向けた改修・整備を進めているものでございます。本年度は、令和元年度に実施いたしました松永記念館庭園整備等実施設計をもとに、松永記念館の庭園や駐車場の整備等工事を行うものでございます。

次に、(目) 文化財保護費の「文化財保存活用経費」の「酒匂収蔵庫内遺物等移送委託料」についてでございますが、併せて7ページの資料「酒匂収蔵庫内遺物等移送事業」を御覧ください。

埋蔵文化財の発掘事業で出土した遺物等を収蔵しております酒匂収蔵庫につきましては、酒匂市民集会施設用地活用事業に伴い、令和2年度中の取り壊しが決定しておりますことから、収蔵庫内の遺物等を保管するプラスチック製コンテナ約4千箱を、他の収蔵施設である扇町の文化財整理室などに移送をするものでございます。

次に、「史跡整備経費」の「小田原城天神山回遊路整備事業費」についてでございますが、併せて8ページの資料「小田原城天神山回遊路整備事業」を御覧ください。

本事業は、清閑亭の敷地である「三の丸外郭清閑亭土塁」と、隣接する「三の丸外郭新堀土塁」を結ぶことで、城址公園から総構までの史跡小田原城跡の回遊性を高めるため、国際医療福祉大学グラウンドの南端部分に回遊路を整備するものでございまして、令和元年度に実施した回遊路整備のための実施設計に基づき、整備工事を行うものでございます。

次に、(目) 図書館費の「文学館運営経費」の「小田原文学館整備活用事業費」でございますが、併せて、10ページの資料「小田原文学館整備活用事業について」を御覧ください。

国登録有形文化財及び小田原市歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定されております小田原文学館等の整備を進めているものでございます。本年度は、平成30年度に実施した実施設計を基に、小田原文学館本館の外壁や面格子等の劣化部分の改修工事を行うものでございます。

なお、御説明いたしました「小田原城天神山回遊路整備事業」、「小田原文学館整備活用事業」、「松永記念館整備活用事業」の3件につきましては、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に位置付けられた事業でございまして、財源として国庫補助金である「社会資本整備総合交付金」を歳入として計上したものでございます。

次に、2ページの債務負担行為補正の下段、中央図書館熱源設備等改修委託料について、御説明いたします。併せて、9ページの「中央図書館熱源設備

等改修事業について」を御覧ください。ここでの中央図書館とはかもめ図書館のことです。

本事業は、E S C O事業を活用し、老朽化による更新が必要となっている中央図書館の熱源設備等の改修を行い、環境負荷の低減と光熱水費の削減を図るものでございまして、主な改修内容としましては、吸収式冷温水機から高効率ヒートポンプチラーへの改修や照明のL E D化、空調機の変風量制御及び外気量制御化、中央監視装置の改修を行うものでございます。

予算額につきましては、令和2年度から令和12年度までの期間に各年度3千万円、総額3億円を限度額として、支出の平準化を図るために債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、文化部所管の「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」についての説明を終わらせていただきます。

(質疑)

森本委員…1ページの新型コロナウイルス感染症対策事業で衛生用品等購入費と書いてありますが、具体的にはどのような衛生用品を購入するのでしょうか。

学校安全課長…こちらにつきましては6月から学校が再開しております、学校からの要望に基づいて購入ということになります。具体的に学校からの要望としては、顔を覆うフェイスガード、席と席を区画するポリカーボネートですとか、透明のマスク、防護服、ペーパータオル、ゴミ箱これらのものが今のところ要望としてあがってきています。

森本委員…手指消毒剤などもこの予算で購入されるのですか。

学校安全課長…消毒やマスクにつきましては、学校安全課のほうからも配布をしておりますが、学校の実情に応じて消毒液ですとかそれらについても購入していただくこととなります。

森本委員…そのようなものは安定した供給の見込みがあるということでしょうか。

学校安全課長…消毒については物によってで、アルコールについてはどうしても医療機関に先にということではなかなか回ってこないのですが、手指消毒ですとかそれに代わるものは手に入る状態です。

吉田委員…今透明のマスクとおっしゃいましたが、マウスシールドと呼ばれるものですがあれは感染の予防に効果があるのですか。音楽の授業とかはどうされるのかなと思っていて、口元が見えなかったり、発声がマスクで上手くいかなかったりすると透明なマスクは良いのかなと思うのですが、フェイスシールドもマスクと一緒にしないとと言われておりますし、マウスシールドやっている人を見るとあれで大丈夫かなと心配な感じはあるのですけれども、どのように使われるのかなと思っております。

学校安全課長…おっしゃるとおりそういった心配もあるのですが、感染の状況や様子によっても、地域ごとにレベルを決めてというところで、小田原も落ち着いてきておりますので、その辺の状況で、使っていただけるところもあるというところではあります。その場合でも常に使うということではなくて、例えば中学だと英語の授業でどうしても口元が見えないと授業がしづらいですとか、場面に応じて、例えば、子供さんの耳が不自由で口元が見えないと理解できない場合について使っていただいているようです。

栢沼教育長…フェイスシールドとかは全校生徒・教職員一人一個持っている学校もあります。英語の授業や音楽等、場合によるとグループ活動で少し近い話し合いをする時だけそれを使うとか、学校訪問に行っても机の横にひっかけて使えるようにしてあって、あとは使い方をどういうふうにしていくか、そこだと思っております。透明マスクはあまりまだ小田原では見ていないのですが。

吉田委員…4ページの回線使用料についてルーターはネット環境がない御家庭に無償に貸し出すために市が買うということですよ。回線使用料が2か月分とあるのは、これは誰の分の回線使用料でしょうか。ルーター貸し出す御家庭の回線使用料でしょうか。

教育部管理監…ここでとっている予算はあくまで休業になった時に家庭にインターネットとかパソコンが使える状態にない家庭に貸し出す際は通信料も市の方で負担しましょうという内容です。

吉田委員…ルーターだけあっても回線使用料が必要なもので、やはりそうしていただくと安心してお子さんも学べると思っていますので、よろしくをお願いします。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(6) 日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。

市議会5月臨時会に係る条例議案につきまして、市長から意見を求められましたが、緊急事態宣言下においては5月定例会を中止としたため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出まし

たので、御報告するものです。細部について御説明申し上げますので、資料の2ページを御覧ください。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態措置等の影響による市民生活及び地域経済の厳しい状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるための条例改正でございます。

内容といたしましては、資料の表に記載のとおりでございますが、教育長にあたっては令和2年6月1日から8月31日までの3か月間10パーセントの給料月額について減額という形で適用するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市学校給食費等に関する条例)について (学校安全課)

学校安全課長…それでは、私から御説明申し上げます。

市議会6月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められました。が、緊急事態宣言下においては5月定例会を中止としたため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

報告第6号の資料を御覧ください。資料3ページの議案説明資料を用いて説明させていただきます。

本条例は、学校給食の安定した運営及び効率的な管理を図るための学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

内容の1として、市立小学校及び中学校において学校給食を実施することとし、内容の2として、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者等から学校給食費を徴収することとするものでございます。

次に、内容の3として、学校給食費の月額は、給食1食当たりの費用、給食の実施日数等を基礎として、規則で定める額とし、その設定に当たっては、小田原市学校給食費検討委員会の意見を聴かなければならないこととするものでございます。

次に、内容の4として、学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならないこととし、内容の5として、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができることとしております。

次に、内容の6として、前羽幼稚園及び下中幼稚園において実施する給食に係る給食費の徴収等については、市立小中学校と同様に実施することとするものでございます。

次に、内容の7 小田原市学校給食費検討委員会の設置につきましては、学校給食費に関する事項につき、調査審議し、必要と認める事項について意見を具申するため、設置するもので、委員の数を10人以内とするほか、委員の構成について、記載のとおり定めるものでございます。

次に、4ページ、内容の8 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正でございますが、先ほど御説明した小田原市学校給食費検討委員会の委員の報酬額を、委員長については1万800円、副委員長については1万300円、委員については3千円と定めるものでございます。

最後に、この条例の適用でございますが、小田原市学校給食費検討委員会の設置及び委員の報酬額の設定については、公布の日、それ以外の規定については、令和3年4月1日から適用するものでございます。

なお、本条例につきましては、小田原市議会にて、6月19日に議決されており、7月1日に公布する予定となっております。

また、本条例に基づく学校給食費等に関する事務及び小田原市学校給食費検討委員会に関する事務につきましては、市長権限であり、教育委員会の補助執行となりますので、後ほどの協議事項で説明させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

栢沼教育長 これは公会計化に伴う条例の改正でということになります。何かありますでしょうか。

(質疑・意見等なし)

(8) 日程第4 報告第7号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加))について (教育部)

教育部副部長…それでは、御説明申し上げます。

市議会6月定例会中の6月19日に追加して提案いたしました補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明しますので、資料1ページ「令和2年度小田原市一般会計補正予算(追加)概要」を御覧ください。

このたびの追加の補正予算ですが、学校給食費の無償化や学校等における新型コロナウイルス感染症対策事業について、所要の経費を計上したものでございます。

上段の歳入については関連する歳出で御説明いたします。

歳出の詳細について御説明いたしますので、資料2ページ「小田原市学校給食会補助金（学校給食費の無償化）について」を御覧ください。

はじめに、「1 目的」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、保護者の家計負担を軽減するため、学校の再開にあわせ、市立小・中学校36校における学校給食費3か月分を無償とするものでございます。

次に、「2 事業概要」でございますが、学校給食費を徴収・管理している小田原市学校給食会へ相当額を補助するもので、「3 補正予算額」に記載のとおり、これに要する費用、合計1億8千360万円を、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を財源として計上したものでございます。

4の実施方法につきましては、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策事業」につきましては、3ページ「学校等における新型コロナウイルス感染症対策事業について」を御覧ください。

はじめに、「1 目的」でございますが、国の第2号補正予算の成立を受け、市立小・中学校（36校）及び市立幼稚園（6園）において、感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、各学校の実情に応じて衛生用品等を追加で購入するものでございます。

また、市立小・中学校において、学校再開後、教職員が実施していた校舎の清掃及び消毒に係る作業を、民間事業者へ委託し、教職員の負担軽減を図るものでございます。

次に、「2 事業概要」でございますが、衛生用品等購入費といたしまして、1校当たり200万円として36校分、7千200万円を計上したものでございます。

また、幼稚園につきましては、国庫補助金を財源に、1園当たり50万円として6園分、計300万円を計上したものでございます。

次に、（2）校舎清掃・消毒委託料でございますが、小学校では校舎共用部分等の消毒を、中学校では校舎共用部分等の消毒とトイレ清掃について、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金を財源として実施するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（質疑）

益田委員…校舎清掃・消毒委託料についてでございますが、いつから委託が始まる予定でしょうか。

教育総務課長…できるだけ早く教職員の負担軽減を図りたいと思っております。現在既に用務業務という形で業務委託を年度を通して行っておりますものを契約変更という形でより手厚く消毒等の事務にあたっていただくということで調整しているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 日程第5 報告第8号 事務の臨時代理の報告(財産の取得について(学習用端末等))について (学校安全課)

教育部管理監…それでは、私から説明申し上げます。

市議会6月定例会に追加提出しました事件議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明しますので、資料1ページ「財産の取得について」を御覧ください。

本議案につきましては、先ほど御説明させていただいた6月補正予算が6月19日に成立したのを受けましてICT学習用端末等購入費のうち、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波による臨時休校が発生した場合の学習の保障の一つとして、御家庭にインターネット環境のない児童・生徒に対し、休校時に貸し出すための学習用端末とモバイルルーターを、先行して取得するための契約を締結したものです。

本件は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れとなるため、本市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めたものでございます。

契約金額、契約の相手方及び納入期限につきましては、資料1ページに記載のとおりでございます。

契約の相手方は、去る6月2日に開催された「第2回小田原市立小中学校ICT教育環境整備事業プロポーザル審査委員会」において、交渉権者となった事業者で、県内の情報機器取扱事業者への聞き取り等も踏まえ、本件の予定数量及び納入期限で調達することが、可能な唯一の事業者であると判断されたことから、当該事業者の単独見積りにより契約を締結したものです。

次に、2ページをお開きください。

学習用端末の仕様につきましては、先ほど御説明したプロポーザルにおいて、選定した事業者が提案したものであり、文部科学省の「GIGAスクール構想」に対応するGIGAスクールパックに示されている性能要件を満足するものです。

モバイルルーターの仕様につきましては、本市全域においてインターネット接続が可能となる機種を指定するものです。

次に、3ページをお開きください。

見積りの状況でございますが、令和2年6月22日に単独見積りに付した結果、契約金額2億216万2510円で、当該事業者が落札いたしましたことから、同日

に仮契約を締結し、本議決をもって6月25日付で本契約を締結したものでございます。

以上で、「事務の臨時代理の報告について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(10) 日程第6 議案第24号 小田原市就学支援委員会委員の委嘱について

(教育指導課)

指導相談担当課長…それでは、私から御説明申し上げます。

小田原市就学支援委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき設置されているものでございます。

このたび、小田原市就学支援委員会規則第3条第1項の規定に基づき、医師、学識経験者、管轄の児童相談所職員、特別支援学校教員、特別支援学級設置小学校長、中学校長、特別支援級の担任並びに教育委員会が必要と認める者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます25名のかたがたが、小田原市就学支援委員会委員として適任と思われまますので、今年度委嘱いたしたく提案するものです。

なお、25名のうち9名の方は、小田原医師会などの関係団体から御推薦いただいております。

また、任期につきましては、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

吉田委員…小田原市医師会からの推薦の方が9名とおっしゃいましたが、どなたなのか教えていただくことはできますでしょうか。

指導相談担当課長…小田原医師会などの関係団体から9名ということでございます

吉田委員…小田原医師会などの関係団体が9名で、市役所以外の方がそれだけいるということですね。分かりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第7 議案第25号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、議案第25号について御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧いただきたいと存じます。

はじめに「改正理由」ございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための市立小学校、中学校及び幼稚園における臨時休業の実施による児童等の授業時間数及び園児の教育週数の不足を補う必要がありますことから、令和2年度の夏季休業の期間を変更するための改正をするものでございます。

「内容」でございますが、内容の1、こちらは小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正でございます。令和2年度における夏季休業等の特例として、小学校及び中学校においては7月23日の海の日及び7月24日のスポーツの日については休日から除くこと、すなわち、学校の授業日とすること及び夏季休業期間を8月1日から8月23日までとするものでございます。内容の2、こちらは幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正でございます。こちらは幼稚園において、夏季休業期間を8月1日から8月23日までとすることとしたものでございます。

なお、規則の一部改正にあたりまして、小田原市意見公募手続条例の規定に基づき、令和2年6月5日から24日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。詳細につきましては、「市民意見の募集結果」を御覧ください。11名の方から27件の御意見が提出されました。内容といたしましては「夏季休業期間の変更に関すること」、また「学習及び行事に関すること」、更には「ICT教育環境整備に関すること」等の多くの御意見をいただいております。内容といたしまして、今回の規則改正を修正したものは1件もございません。今後の参考とするものが主でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) 協議事項 (1) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について (教育総務課)
教育総務課長…それでは、御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

地方自治法第180条の2の規定において、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、教育長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員に委任し、職員をして補助執行させることができる。とされております。

今回、学校給食費を公会計化することに伴いまして、事務の効率化の観点から、先ほど御説明いたしました小田原市学校給食費等に関する条例に基づく

学校給食費等に関する事務及び小田原市学校給食費検討委員会に関する事務を教育部長、教育部副部長及び学校安全課の職員に補助執行させることを予定しているものでございます。

つきましては、資料2にございますとおり市長から協議を求められたものでありますので、よろしく御協議くださるようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(13) 報告事項 (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その
3) (教育総務課)

教育部副部長…それでは、御説明いたしますので資料3を御覧いただきたいと存じます。

学校の臨時休業の延長や再開に際しましては、教育委員の皆さまにはその都度、メールによりお知らせをさせていただいておりましたが、緊急事態宣言の解除や延長に関する決定が5月連休中になると見込まれた4月30日時点、緊急事態宣言の延長が5月4日に決定した直後の5月7日時点、そして、緊急事態宣言が解除された場合に学校再開に向けた準備を開始する必要のあった5月22日時点でそれぞれ項番1から3までの決定を行い、5月末まで臨時休業を続けてまいりました。

6月1日から学校を再開したわけですが、項番3(2)学習面にありますように、学校再開直後の2週間は、分散登校といたしました。

その際、6月中は文部科学省のマニュアルで定める行動基準で最も警戒レベルが高いレベル3として身体的距離の確保、感染リスクの高い教科活動、部活動の基準を示しました。ただし、身体的距離につきましては、通常登校となる6月15日以降はレベル1としてもやむを得ないこととし、「できるだけ2メートル程度離し、やむを得ない場合は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとる」そういう対応で構わないということをお田原保健福祉事務所や学校保健会会長に御助言をいただき決定して各学校に通知し、各学校ではそのような対応をいただいたところでございます。資料に記載はございませんが給食は6月15日から再開しましたが、配膳時間を短縮するために、概ね主食、副食1品、牛乳と通常よりも1品少ない形で再開しています。また、パンも個別包装したものに切り替えました。この措置は当面続ける予定でございます。資料がなくて大変申し訳ありませんが、明日から学校再開後1か月が経過し、新たな1か月がスタートするわけでございますが、学校での行動基準につきましては、保健福祉事務所等とも協議し、7月1日からはこれまではレベル3としていたところをレベル1に下げることといたしております。これにより、制限を

しておりました感染リスクが高い教科活動は適切な感染対策を行った上で、部活動については十分な感染対策を行った上で実施していくことになります。

このほか皆さまが気にされているところで、万一、児童・生徒あるいは教職員の感染が出た場合の対応でございます。感染が判明した当日は速やかに全校下校するとともに、翌日は休業といたします。また、児童・生徒が濃厚接触者であると特定された場合や同居している家族が感染者になった場合は、当該児童生徒を出席停止の扱いとしますが、ただし、症状により必ずしも学級閉鎖をすらすらと、臨時休業になるということではなく、あくまでお子様なり関係者の症状によりどのような対応をとるかということを決定してまいりたいと考えておりますので、合わせて御承知おきくださればと存じます。

学校関係については以上でございますが、裏面に文化部関係でございますが、休館していた施設につきましては6月9日より順次開館いたしております。資料に記載のイベントについては中止となっております。

説明は以上となります。

(質疑)

栢沼教育長…これまで教育委員会ですべてきた経過報告になります。確認ですが、学校施設開放（スポーツ開放）は7月1日からでしたでしょうか。

教育総務課長…地域等への学校施設開放（スポーツ開放）は明日7月1日から行われる予定です。なお、利用にあたりましては、利用団体のほうで消毒等の手はずを整えてしっかりそこは学校現場でございますのでやっていただくように御案内させていただいているところでございます。

栢沼教育長…余談になりますけれども、放課後児童クラブの指導員さんがこの3か月間夏休みバージョンで朝から夕方までかなり密集状態の中を消毒、マスク、手洗い等を徹底してやっていただいたおかげで、放課後児童クラブはおかげさまで小学校25校から一人も感染者が出なかったということで、これにつきましては本当に頭が下がる思いです。これらについても今後もさらに教育委員会としても充実した対応をしていきたいとそんなふうに思っております。

9 教育長閉会宣言

令和2年7月28日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（吉田委員）